

静岡県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30の規定に基づき告示する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社静翔運輸	裾野市御宿1291番地の1	相談支援事業所つむぎ	駿東郡長泉町下土狩 1131-1	令和3年2月1日	地域移行支援、地域定着支援	特定無し
一般社団法人重度障害者相談支援協会	新潟県新潟市西区青山1丁目23番15号	彩り	富士市水戸島元町9-10 ふたばビル1階	令和3年2月1日	地域移行支援、地域定着支援	身体障害者